

イオン寒川ショッピングセンター（ 1451）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 イオン寒川ショッピングセンター 所在地 さぬき市寒川町石田東甲1375番地 外																				
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町4番地の8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ビッグ・エス</td><td>高松市多肥上町1210番地</td><td>岡田 達也</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二		株式会社ビッグ・エス	高松市多肥上町1210番地	岡田 達也	
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店																	
	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次																		
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二																		
	株式会社ビッグ・エス	高松市多肥上町1210番地	岡田 達也																		
	【変更後】																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町4番地の8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ビッグ・エス</td><td>高松市多肥上町1210番地</td><td>岡田 達也</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二		株式会社ビッグ・エス	高松市多肥上町1210番地	岡田 達也	
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店																		
株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次																			
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二																			
株式会社ビッグ・エス	高松市多肥上町1210番地	岡田 達也																			
変更の年月日	上記備考欄のとおり																				
変更する理由	上記備考欄のとおり																				

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

イオン寒川ショッピングセンター（ 1451 ）

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

イオンタウン多度津ショッピングセンター（ 1452 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 イオンタウン多度津ショッピングセンター 所在地 仲多度郡多度津町北鴨二丁目 627 番地 外																												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>愛眼株式会社</td><td>大阪府大阪市天王寺区大道四丁目 9 番 12 号</td><td>佐々 昌俊</td><td></td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号</td><td>三橋 信也</td><td></td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町 4 番地の 8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr><tr><td>コーナン商事株式会社</td><td>大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1</td><td>疋田 直太郎</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	愛眼株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道四丁目 9 番 12 号	佐々 昌俊		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	三橋 信也		株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次		コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1	疋田 直太郎	
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店																									
	愛眼株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道四丁目 9 番 12 号	佐々 昌俊																										
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																										
	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	三橋 信也																										
	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次																										
	コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1	疋田 直太郎																										
	【変更後】																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>愛眼株式会社</td><td>大阪府大阪市天王寺区大道四丁目 9 番 12 号</td><td>佐々 昌俊</td><td></td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号</td><td>藤田 和郎</td><td>R7.3.1 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町 4 番地の 8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr><tr><td>コーナン商事株式会社</td><td>大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1</td><td>疋田 直太郎</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	愛眼株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道四丁目 9 番 12 号	佐々 昌俊		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	藤田 和郎	R7.3.1 代表者変更	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次		コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1	疋田 直太郎	
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																									
愛眼株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道四丁目 9 番 12 号	佐々 昌俊																											
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																											
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	藤田 和郎	R7.3.1 代表者変更																										
株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次																											
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1	疋田 直太郎																											
変更の年月日	上記備考欄のとおり																												
変更する理由	上記備考欄のとおり																												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 多度津町産業課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部

イオンタウン多度津ショッピングセンター（ 1452）

経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

イオンタウン国分寺ショッピングセンター（ 1453 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 イオンタウン国分寺ショッピングセンター 所在地 高松市国分寺町新名 644 番地 1 外																												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号</td><td>三橋 信也</td><td></td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町 4 番地の 8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr><tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄 266-1</td><td>大村 禎司</td><td></td></tr><tr><td>株式会社イトウゴフク</td><td>岡山県岡山市南区千鳥町 5 番 1 号</td><td>宝保 努</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	三橋 信也		株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次		株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治		株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 禎司		株式会社イトウゴフク	岡山県岡山市南区千鳥町 5 番 1 号	宝保 努	
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店																									
	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	三橋 信也																										
	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次																										
	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治																										
	株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 禎司																										
	株式会社イトウゴフク	岡山県岡山市南区千鳥町 5 番 1 号	宝保 努																										
	【変更後】																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号</td><td>藤田 和郎</td><td>R7.3.1 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町 4 番地の 8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr><tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄 266-1</td><td>大村 浩一</td><td>R2.8.21 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社イトウゴフク</td><td>岡山県岡山市南区千鳥町 5 番 1 号</td><td>宝保 努</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	藤田 和郎	R7.3.1 代表者変更	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次		株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治		株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一	R2.8.21 代表者変更	株式会社イトウゴフク	岡山県岡山市南区千鳥町 5 番 1 号	宝保 努	
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																									
	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	藤田 和郎	R7.3.1 代表者変更																									
株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次																											
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治																											
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一	R2.8.21 代表者変更																										
株式会社イトウゴフク	岡山県岡山市南区千鳥町 5 番 1 号	宝保 努																											
変更の年月日	上記備考欄のとおり																												
変更する理由	上記備考欄のとおり																												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部

イオンタウン国分寺ショッピングセンター（ 1453）

経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ三木店（ 1454）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ三木店 所在地 木田郡三木町大字氷上字北高原462番地2 外																				
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社モリホールディングス</td><td>善通寺市生野町1061番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渚二丁目38番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ゲオホールディングス</td><td>愛知県名古屋市中区富士見町8番8号</td><td>遠藤 結蔵</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町1061番地	森本 宏樹		株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合 映治		株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵	
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店																	
	株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町1061番地	森本 宏樹																		
	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合 映治																		
	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵																		
	[変更後]																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社モリホールディングス</td><td>善通寺市生野町1061番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渚二丁目38番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ゲオホールディングス</td><td>愛知県名古屋市中区富士見町8番8号</td><td>遠藤 結蔵</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町1061番地	森本 宏樹		株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合 映治		株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵	
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店																		
株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町1061番地	森本 宏樹																			
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合 映治																			
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵																			
変更の年月日	上記備考欄のとおり																				
変更する理由	上記備考欄のとおり																				

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三木町地域活性課
縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町地域活性課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マルナカ三木店（ 1454）

- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ引田店（ 1455）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ引田店 所在地 東かがわ市引田1895番地1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 東かがわ市総務部地域創生課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市総務部地域創生課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ大内店（ 1456）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ大内店 所在地 東かがわ市落合183番1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 東かがわ市総務部地域創生課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市総務部地域創生課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ長尾店（ 1457）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ長尾店 所在地 さぬき市長尾西 833 番 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ内海店（ 1458 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ内海店 所在地 小豆郡小豆島町安田字植松甲 144 番 4 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 小豆島町企画振興部商工観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び小豆島町企画振興部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ新土庄店（ 1459）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号																																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ新土庄店 所在地 小豆郡土庄町字半の池甲 1360 番地 71 外 2 筆																																				
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名																																				
	【変更前】																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マックスバリュ西日本株式会社</td> <td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td> <td>平尾 健一</td> <td>R6.2.29 退店</td> </tr> <tr> <td>合資会社平和堂</td> <td>小豆郡小豆島町苗羽1411番地1</td> <td>神内 浩司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合資会社笠井方円堂</td> <td>小豆郡土庄町甲 397 番地</td> <td>笠井 孝浩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮脇書店</td> <td>高松市丸亀町4番地の8</td> <td>宮脇 範次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ワッツ西日本販売</td> <td>大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命 OBP プラザビル</td> <td>山野 博幸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アイ・ティ・エックス株式会社</td> <td>東京都港区芝浦四丁目13番23号</td> <td>萩原 正也</td> <td>R4.11.30 退店</td> </tr> <tr> <td>株式会社ゲオホールディングス</td> <td>愛知県名古屋市中区富士見町8番8号</td> <td>遠藤 結蔵</td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿部 浩</td> <td>高松市木太町 1937 番地 6 アルファステイツ木太 10 番館 203</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店	合資会社平和堂	小豆郡小豆島町苗羽1411番地1	神内 浩司		合資会社笠井方円堂	小豆郡土庄町甲 397 番地	笠井 孝浩		株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次		株式会社ワッツ西日本販売	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命 OBP プラザビル	山野 博幸		アイ・ティ・エックス株式会社	東京都港区芝浦四丁目13番23号	萩原 正也	R4.11.30 退店	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵		阿部 浩	高松市木太町 1937 番地 6 アルファステイツ木太 10 番館 203		
	名称	住所	代表者氏名	備考																																	
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店																																	
	合資会社平和堂	小豆郡小豆島町苗羽1411番地1	神内 浩司																																		
	合資会社笠井方円堂	小豆郡土庄町甲 397 番地	笠井 孝浩																																		
	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次																																		
	株式会社ワッツ西日本販売	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命 OBP プラザビル	山野 博幸																																		
	アイ・ティ・エックス株式会社	東京都港区芝浦四丁目13番23号	萩原 正也	R4.11.30 退店																																	
	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵																																		
	阿部 浩	高松市木太町 1937 番地 6 アルファステイツ木太 10 番館 203																																			
	【変更後】																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td> <td>山口 普</td> <td>R6.3.1 入店</td> </tr> <tr> <td>合資会社平和堂</td> <td>小豆郡小豆島町苗羽1411番地1</td> <td>神内 浩司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合資会社笠井方円堂</td> <td>小豆郡土庄町甲 397 番地</td> <td>笠井 孝浩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮脇書店</td> <td>高松市丸亀町4番地の8</td> <td>宮脇 範次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ワッツ西日本販売</td> <td>大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命 OBP プラザビル</td> <td>林田 邦博</td> <td>R6.9.1 代表者変更</td> </tr> <tr> <td>ITX コミュニケーションズ株式会社</td> <td>神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号</td> <td>高田 泰司</td> <td>R4.12.1 入店</td> </tr> <tr> <td>株式会社ゲオホールディングス</td> <td>愛知県名古屋市中区富士見町8番8号</td> <td>遠藤 結蔵</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店	合資会社平和堂	小豆郡小豆島町苗羽1411番地1	神内 浩司		合資会社笠井方円堂	小豆郡土庄町甲 397 番地	笠井 孝浩		株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次		株式会社ワッツ西日本販売	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命 OBP プラザビル	林田 邦博	R6.9.1 代表者変更	ITX コミュニケーションズ株式会社	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	R4.12.1 入店	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵					
	名称	住所	代表者氏名	備考																																	
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店																																		
合資会社平和堂	小豆郡小豆島町苗羽1411番地1	神内 浩司																																			
合資会社笠井方円堂	小豆郡土庄町甲 397 番地	笠井 孝浩																																			
株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次																																			
株式会社ワッツ西日本販売	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命 OBP プラザビル	林田 邦博	R6.9.1 代表者変更																																		
ITX コミュニケーションズ株式会社	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	R4.12.1 入店																																		
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	遠藤 結蔵																																			

マルナカ新土庄店 (1459)

	阿部 浩	高松市木太町 1937 番地 6 アルファステイツ木 太 10 番館 203		
変更の年月日	上記備考欄のとおり			
変更する理由	上記備考欄のとおり			

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 土庄町商工観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和 8 年 8 月 10 日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ白鳥店 (1460)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ白鳥店 所在地 東かがわ市白鳥町白鳥字城泉 141 番地 1 外																				
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社モリホールディングス</td><td>善通寺市生野町 1061 番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ゲオホールディングス</td><td>愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号</td><td>遠藤 結蔵</td><td>R6.8.31 退店</td></tr><tr><td>有限会社松村薬局</td><td>東かがわ市湊 616 番の 8</td><td>井原 裕子</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹		株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	遠藤 結蔵	R6.8.31 退店	有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子	
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店																	
	株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹																		
	株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	遠藤 結蔵	R6.8.31 退店																	
	有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子																		
	[変更後]																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社モリホールディングス</td><td>善通寺市生野町 1061 番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr><tr><td>有限会社松村薬局</td><td>東かがわ市湊 616 番の 8</td><td>井原 裕子</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹		有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子					
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																		
株式会社モリホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹																			
有限会社松村薬局	東かがわ市湊 616 番の 8	井原 裕子																			
変更の年月日	上記備考欄のとおり																				
変更する理由	上記備考欄のとおり																				

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 東かがわ市総務部地域創生課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内 (令和 8 年 8 月 10 日) に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市総務部地域創生課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ白鳥店（ 1460）
エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ田町店（ 1461）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ田町店 所在地 高松市田町4番10 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ木太店（ 1462 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ木太店 所在地 高松市木太町 2 区 1682 番地 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ水田店（ 1463）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ水田店 所在地 高松市東山崎町384番地1 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ林店（ 1464 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ林店 所在地 高松市林町字浴 2000 番地 5 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ新田店（ 1465）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ新田店 所在地 高松市新田町甲680番地1 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

パワーシティ屋島 (1466)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 パワーシティ屋島 所在地 高松市屋島西町字百石 1906 番地 1 外																
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]																
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>日本トイザラス株式会社</td><td>神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地</td><td>李 孝</td><td></td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町 4 番地の 8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地	李 孝		株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次	
	名称	住所	代表者氏名	備考													
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店													
	日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地	李 孝														
	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次														
	[変更後]																
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>日本トイザラス株式会社</td><td>神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地</td><td>李 孝</td><td></td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町 4 番地の 8</td><td>宮脇 範次</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地	李 孝		株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次		
名称	住所	代表者氏名	備考														
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店														
日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番地	李 孝															
株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次															
変更の年月日	上記備考欄のとおり																
変更する理由	上記備考欄のとおり																

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内 (令和 8 年 8 月 10 日) に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

パワーシティレインボー（ 1467 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 パワーシティレインボー 所在地 高松市多肥下町 630 番地 外																																				
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社エービーシー・マート</td><td>東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号</td><td>野口 実</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ストライプインターナショナル</td><td>岡山県岡山市北区幸町 2 - 8</td><td>川部 将士</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ユニクロ</td><td>山口県山口市佐山 717 番地 1</td><td>柳井 正</td><td></td></tr><tr><td>堤製パン株式会社</td><td>愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号</td><td>堤 敏明</td><td>R5.5.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社キタムラ</td><td>高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号</td><td>北村 正志</td><td>R8.1.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社ニトリ</td><td>北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号</td><td>似鳥 昭雄</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実		株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 - 8	川部 将士		株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正		堤製パン株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号	堤 敏明	R5.5.31 退店	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志	R8.1.31 退店	株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄	
	名称	住所	代表者氏名	備考																																	
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店																																	
	株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実																																		
	株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 - 8	川部 将士																																		
	株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 717 番地 1	柳井 正																																		
	堤製パン株式会社	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 10 番 54 号	堤 敏明	R5.5.31 退店																																	
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																																		
	株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志	R8.1.31 退店																																	
	株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄																																		
	【変更後】																																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社エービーシー・マート</td><td>東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号</td><td>野口 実</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ストライプインターナショナル</td><td>岡山県岡山市北区幸町 2 - 8</td><td>川部 将士</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ユニクロ</td><td>山口県山口市佐山 10717 番地 1</td><td>柳井 正</td><td>住所錯誤 修正</td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ニトリ</td><td>北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号</td><td>似鳥 昭雄</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実		株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 - 8	川部 将士		株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正	住所錯誤 修正	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄									
	名称	住所	代表者氏名	備考																																	
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																																	
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実																																			
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2 - 8	川部 将士																																			
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	柳井 正	住所錯誤 修正																																		
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																																			
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄																																			
変更の年月日	上記備考欄のとおり																																				
変更する理由	上記備考欄のとおり																																				

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

パワーシティレインボー（ 1467 ）

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ春日店（ 1468 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ春日店 所在地 高松市木太町 2833 番地 1 外												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号</td><td>三橋 信也</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	三橋 信也	
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店									
	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	三橋 信也										
【変更後】													
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号</td><td>藤田 和郎</td><td>R7.3.1 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	藤田 和郎	R7.3.1 代表者変更	
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店										
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番地 37 号	藤田 和郎	R7.3.1 代表者変更										
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ仏生山店（ 1469）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ仏生山店 所在地 高松市仏生山町甲 415 番地 4 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ円座店（ 1470）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ円座店 所在地 高松市円座町1004番地2 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ大野店（ 1471）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ大野店 所在地 高松市香川町大野 2499 番地 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ綾南店（ 1472）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ綾南店 所在地 綾歌郡綾南町陶 2677 番地 外																
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr><tr><td>株式会社キタムラ</td><td>高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号</td><td>北村 正志</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治		株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志	
	名称	住所	代表者氏名	備考													
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店													
	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治														
	株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志														
	【変更後】																
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr><tr><td>株式会社キタムラ</td><td>高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号</td><td>柳沢 啓</td><td>R6.4.1 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治		株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	柳沢 啓	R6.4.1 代表者変更
名称	住所	代表者氏名	備考														
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店														
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目 38 番地	河合 映治															
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	柳沢 啓	R6.4.1 代表者変更														
変更の年月日	上記備考欄のとおり																
変更する理由	上記備考欄のとおり																

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 綾川町経済課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ栗林南店（ 1473）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ栗林南店 所在地 高松市西八ゼ町清水 29 番地 6 外												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二	
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店									
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二										
	【変更後】												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店										
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二											
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ国分寺店（ 1474）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ国分寺店 所在地 高松市国分寺町新居字野末 1101 番地 1 外												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社不二家神戸</td><td>兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1</td><td>富川 俊昭</td><td>R7.4.30 退店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭	R7.4.30 退店
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店									
	株式会社不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭	R7.4.30 退店									
	【変更後】												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社不二家</td><td>東京都文京区大塚 2 - 15 - 6</td><td>河村 宣行</td><td>R7.5.31 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社不二家	東京都文京区大塚 2 - 15 - 6	河村 宣行	R7.5.31 入店	
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店										
株式会社不二家	東京都文京区大塚 2 - 15 - 6	河村 宣行	R7.5.31 入店										
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ新鬼無店（ 1475）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ新鬼無店 所在地 高松市鬼無町藤井 580 番地 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ中府店（ 1476）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ中府店 所在地 丸亀市中府町二丁目1211番1 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

スーパーセンター宇多津店（ 1477）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 スーパーセンター宇多津店 所在地 綾歌郡宇多津町 2419 番 1 外																								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社つるや</td><td>愛媛県松山市湊町三丁目 8 番地 12</td><td>鶴田 直丈</td><td></td></tr><tr><td>株式会社モリンホールディングス</td><td>善通寺市生野町 1061 番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目 8 番地 12	鶴田 直丈		株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹									
	名称	住所	代表者氏名	備考																					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店																					
	株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目 8 番地 12	鶴田 直丈																						
	株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹																						
	【変更後】																								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社つるや</td><td>愛媛県松山市湊町三丁目 8 番地 12</td><td>鶴田 直丈</td><td></td></tr><tr><td>株式会社モリンホールディングス</td><td>善通寺市生野町 1061 番地</td><td>森本 宏樹</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ヘンミ</td><td>高松市丸亀町 9 番地 1 ステップ</td><td>逸見 俊輔</td><td>R5.11.3 入店</td></tr><tr><td>株式会社ニトリ</td><td>北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号</td><td>似鳥 昭雄</td><td>R5.12.15 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目 8 番地 12	鶴田 直丈		株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹		株式会社ヘンミ	高松市丸亀町 9 番地 1 ステップ	逸見 俊輔	R5.11.3 入店	株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄	R5.12.15 入店
	名称	住所	代表者氏名	備考																					
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																					
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目 8 番地 12	鶴田 直丈																							
株式会社モリンホールディングス	善通寺市生野町 1061 番地	森本 宏樹																							
株式会社ヘンミ	高松市丸亀町 9 番地 1 ステップ	逸見 俊輔	R5.11.3 入店																						
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄	R5.12.15 入店																						
変更の年月日	上記備考欄のとおり																								
変更する理由	上記備考欄のとおり																								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町まちづくり課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンター宇多津店（ 1477）

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ宇多津店（1478）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ宇多津店 所在地 綾歌郡宇多津町大字東分字板橋東287番地1 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町まちづくり課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ栗熊店（ 1479）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ栗熊店 所在地 丸亀市綾歌町栗熊字下河西 45 番地 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ坂出店（ 1480）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ坂出店 所在地 坂出市江尻町字新開 1157 番地 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 坂出市建設経済部産業観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ飯山店（ 1481）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ飯山店 所在地 丸亀市飯山町東坂元字秋常 120 番 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ土器店 (1482)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ土器店 所在地 丸亀市土器町 788 番地 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内 (令和 8 年 8 月 10 日) に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ郡家店（ 1483 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ郡家店 所在地 丸亀市川西町北字宮西 677 番地 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

パワーシティ丸亀 (1484)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 パワーシティ丸亀 所在地 丸亀市新浜町一丁目 803 番 2 号 外																												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社タツミヤ</td><td>東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号</td><td>指田 努</td><td></td></tr><tr><td>セムミモザ株式会社</td><td>愛媛県四国中央市川之江町 1803 番地</td><td>八頭司 和孝</td><td></td></tr><tr><td>株式会社不二家神戸</td><td>兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1</td><td>富川 俊昭</td><td>R7.4.30 退店</td></tr><tr><td>株式会社ワールドツール</td><td>埼玉県深谷市白草台 2909 番地 50</td><td>中島 勉</td><td></td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努		セムミモザ株式会社	愛媛県四国中央市川之江町 1803 番地	八頭司 和孝		株式会社不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭	R7.4.30 退店	株式会社ワールドツール	埼玉県深谷市白草台 2909 番地 50	中島 勉		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二	
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店																									
	株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努																										
	セムミモザ株式会社	愛媛県四国中央市川之江町 1803 番地	八頭司 和孝																										
	株式会社不二家神戸	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭	R7.4.30 退店																									
	株式会社ワールドツール	埼玉県深谷市白草台 2909 番地 50	中島 勉																										
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																										
	[変更後]																												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社タツミヤ</td><td>東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号</td><td>指田 努</td><td></td></tr><tr><td>ミモザ株式会社</td><td>愛媛県四国中央市川之江町 1803 番地</td><td>橋田 雅弘</td><td>R7.6.30 商号変更 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社不二家</td><td>東京都文京区大塚 2 - 15 - 6</td><td>河村 宣行</td><td>R7.5.31 入店</td></tr><tr><td>株式会社ワールドツール</td><td>埼玉県深谷市白草台 2909 番地 50</td><td>中島 勉</td><td></td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努		ミモザ株式会社	愛媛県四国中央市川之江町 1803 番地	橋田 雅弘	R7.6.30 商号変更 代表者変更	株式会社不二家	東京都文京区大塚 2 - 15 - 6	河村 宣行	R7.5.31 入店	株式会社ワールドツール	埼玉県深谷市白草台 2909 番地 50	中島 勉		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二	
	名称	住所	代表者氏名	備考																									
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																									
	株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努																										
ミモザ株式会社	愛媛県四国中央市川之江町 1803 番地	橋田 雅弘	R7.6.30 商号変更 代表者変更																										
株式会社不二家	東京都文京区大塚 2 - 15 - 6	河村 宣行	R7.5.31 入店																										
株式会社ワールドツール	埼玉県深谷市白草台 2909 番地 50	中島 勉																											
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																											
変更の年月日	上記備考欄のとおり																												
変更する理由	上記備考欄のとおり																												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課

縦覧期間: 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内 (令和 8 年 8 月 10 日) に次の提出先に提出することができる。

パワーシティ丸亀（ 1484）

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ善通寺店（ 1485）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ善通寺店 所在地 善通寺市善通寺町字本村道下 187 番地 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市産業振興部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ琴平店（ 1486 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ琴平店 所在地 仲多度郡琴平町榎井字中之町 702 番地 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 琴平町観光商工課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び琴平町観光商工課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

イオンタウン観音寺ショッピングセンター（ 1487）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 イオンタウン観音寺ショッピングセンター 所在地 観音寺市昭和町一丁目甲1559番地 外																				
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ザグザグ</td><td>岡山県岡山市中区清水369-2</td><td>森 信</td><td></td></tr><tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄266-1</td><td>大村 禎史</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二		株式会社ザグザグ	岡山県岡山市中区清水369-2	森 信		株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	大村 禎史	
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店																	
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二																		
	株式会社ザグザグ	岡山県岡山市中区清水369-2	森 信																		
	株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	大村 禎史																		
	【変更後】																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社ザグザグ</td><td>岡山県岡山市中区清水369-2</td><td>森 信</td><td></td></tr><tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄266-1</td><td>大村 浩一</td><td>R2.8.21 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二		株式会社ザグザグ	岡山県岡山市中区清水369-2	森 信		株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	大村 浩一	R2.8.21 代表者変更
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店																		
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二																			
株式会社ザグザグ	岡山県岡山市中区清水369-2	森 信																			
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	大村 浩一	R2.8.21 代表者変更																		
変更の年月日	上記備考欄のとおり																				
変更する理由	上記備考欄のとおり																				

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 観音寺市経済部商工観光課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

イオンタウン観音寺ショッピングセンター（ 1487）

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ観音寺店（ 1488）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ観音寺店 所在地 観音寺市昭和町三丁目2番33号								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店					
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店	
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店						
変更の年月日	上記備考欄のとおり								
変更する理由	上記備考欄のとおり								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 観音寺市経済部商工観光課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

西村ジョイ・マルナカ高瀬店（ 1489）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社西村ジョイ 住所 高松市成合町 891 番地 1 名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号 名称 株式会社たかせんテレコム 住所 高松市室新町 2 番 13 号																
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 西村ジョイ・マルナカ高瀬店 所在地 三豊市高瀬町新名字天古 984 番地 1 外																
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>西村ジョイ株式会社</td><td>高松市成合町 891 番地 1</td><td>西村 久</td><td></td></tr><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社たかせんテレコム</td><td>高松市室新町 2 番 13 号</td><td>唐渡 康則</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	西村ジョイ株式会社	高松市成合町 891 番地 1	西村 久		マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社たかせんテレコム	高松市室新町 2 番 13 号	唐渡 康則	
	名称	住所	代表者氏名	備考													
	西村ジョイ株式会社	高松市成合町 891 番地 1	西村 久														
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店													
	株式会社たかせんテレコム	高松市室新町 2 番 13 号	唐渡 康則														
【変更後】																	
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>西村ジョイ株式会社</td><td>高松市成合町 891 番地 1</td><td>西村 久</td><td></td></tr><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社たかせんテレコム</td><td>高松市室新町 2 番 13 号</td><td>唐渡 康則</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	西村ジョイ株式会社	高松市成合町 891 番地 1	西村 久		株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社たかせんテレコム	高松市室新町 2 番 13 号	唐渡 康則		
名称	住所	代表者氏名	備考														
西村ジョイ株式会社	高松市成合町 891 番地 1	西村 久															
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店														
株式会社たかせんテレコム	高松市室新町 2 番 13 号	唐渡 康則															
変更の年月日	上記備考欄のとおり																
変更する理由	上記備考欄のとおり																

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三豊市政策部産業政策課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

西村ジョイ・マルナカ高瀬店（ 1489）

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ山本店（ 1490）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ山本店 所在地 三豊市山本町大字辻348番地 外												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渕二丁目38番地</td><td>勝田 信弘</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	勝田 信弘	
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R6.2.29 退店									
	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	勝田 信弘										
	【変更後】												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渕二丁目38番地</td><td>河合 映治</td><td>H26.6.24 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	H26.6.24 代表者変更	
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普	R6.3.1 入店										
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	H26.6.24 代表者変更										
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三豊市政策部産業政策課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ大野原店（ 1491）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ大野原店 所在地 観音寺市大野原町中姫1310番地 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 観音寺市経済部商工観光課

縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ豊中店（ 1492）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ豊中店 所在地 三豊市豊中町本山甲字国繁 944 番地 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 三豊市政策部産業政策課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三豊市政策部産業政策課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカまんのう店（ 1493）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカまんのう店 所在地 仲多度郡まんのう町大字吉野下字林 1148 番 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
[変更後]									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び まんのう町地域振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町地域振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカまんのう公文店（ 1494 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカまんのう公文店 所在地 仲多度郡まんのう町公文 371 番地 4 外												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治	
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店									
	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治										
	【変更後】												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社セリア</td><td>岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地</td><td>河合 映治</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治		
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店										
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地	河合 映治											
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び まんのう町地域振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町地域振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ多度津店（ 1495）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ多度津店 所在地 仲多度郡多度津町庄 1029 番地 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 多度津町産業課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ豊浜店（ 1496 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ豊浜店 所在地 観音寺市豊浜町大字姫浜 1158 番地 外												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社宮脇書店</td><td>高松市丸亀町 4 番地の 8</td><td>宮脇 範次</td><td>R6.8.31 退店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次	R6.8.31 退店
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	R6.2.29 退店									
株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次	R6.8.31 退店										
[変更後]													
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店					
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店										
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 観音寺市経済部商工観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ宮脇店（ 1497）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月10日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ宮脇店 所在地 高松市宮脇町一丁目4番5号 外								
変更した事項	(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目2番1号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普							
変更の年月日	令和6年3月1日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和8年3月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和8年4月10日から令和8年8月10日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和8年8月10日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ津田店（ 1498 ）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ津田店 所在地 さぬき市津田町津田南上所 923 番地 1								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号</td><td>平尾 健一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号	平尾 健一						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普							
変更の年月日	令和 6 年 3 月 1 日								
変更する理由	経営統合による小売業者の入退店								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

マルナカ志度店（ 1499）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号											
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ志度店 所在地 さぬき市志度 1896 番地 1 外											
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]											
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普				
	名称	住所	代表者氏名	備考								
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普									
	[変更後]											
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td></td></tr><tr><td>有限会社小方商店</td><td>さぬき市志度 1384 番地</td><td>小方 哲也</td><td>R6.11.22 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普		有限会社小方商店	さぬき市志度 1384 番地	小方 哲也	R6.11.22 入店
名称	住所	代表者氏名	備考									
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普										
有限会社小方商店	さぬき市志度 1384 番地	小方 哲也	R6.11.22 入店									
変更の年月日	上記備考欄のとおり											
変更する理由	上記備考欄のとおり											

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

フジ志度店 東エリア (1500)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																				
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 フジ志度店 東エリア 所在地 さぬき市志度字淵田尻 2425 番 1 外 21 筆																				
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>尾崎 英雄</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄													
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄																		
	[変更後]																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更												
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更																	
	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 [変更前]																				
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号</td><td>白石 明生</td><td></td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>田中商事株式会社</td><td>愛媛県松山市大街道二丁目 3 番地 8</td><td>田中 康雅</td><td>R8.1.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄 266-1</td><td>大村 浩一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	白石 明生		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目 3 番地 8	田中 康雅	R8.1.31 退店	株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一	
	名称	住所	代表者氏名	備考																	
	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	白石 明生																		
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																			
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目 3 番地 8	田中 康雅	R8.1.31 退店																		
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一																			
[変更後]																					
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社レディ薬局</td><td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号</td><td>三橋 信也 藤田 和郎</td><td>R6.11.14 代表者変更 R7.3.1 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td><td>矢野 靖二</td><td></td></tr><tr><td>株式会社西松屋チェーン</td><td>兵庫県姫路市飾東町庄 266-1</td><td>大村 浩一</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	三橋 信也 藤田 和郎	R6.11.14 代表者変更 R7.3.1 代表者変更	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一						
名称	住所	代表者氏名	備考																		
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	三橋 信也 藤田 和郎	R6.11.14 代表者変更 R7.3.1 代表者変更																		
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																			
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266-1	大村 浩一																			
変更の年月日	上記備考欄のとおり																				
変更する理由	上記備考欄のとおり																				

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出
法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

フジ志度店 東エリア (1500)

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和8年8月10日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

フジ志度店 西エリア (1501)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																			
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 フジ志度店 西エリア 所在地 さぬき市志度字花池尻 2448 番 外 33 筆																			
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																			
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>尾崎 英雄</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄												
	名称	住所	代表者氏名	備考																
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄																	
	【変更後】																			
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更											
	名称	住所	代表者氏名	備考																
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更																
	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																			
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ・リテイリング</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社メガネのハスイ</td><td>木田郡三木町鹿伏 310</td><td>蓮井 マリリン</td><td>R8.1.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社ライトオン</td><td>東京都渋谷区神宮前 6-27-8 京セラ原宿ビル 6 F</td><td>藤原 祐介</td><td>R7.1.31 退店</td></tr><tr><td>株式会社花由</td><td>徳島県徳島市東沖洲二丁目 41 番 1</td><td>加藤 洋平</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店	株式会社メガネのハスイ	木田郡三木町鹿伏 310	蓮井 マリリン	R8.1.31 退店	株式会社ライトオン	東京都渋谷区神宮前 6-27-8 京セラ原宿ビル 6 F	藤原 祐介	R7.1.31 退店	株式会社花由	徳島県徳島市東沖洲二丁目 41 番 1	加藤 洋平
名称	住所	代表者氏名	備考																	
株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店																	
株式会社メガネのハスイ	木田郡三木町鹿伏 310	蓮井 マリリン	R8.1.31 退店																	
株式会社ライトオン	東京都渋谷区神宮前 6-27-8 京セラ原宿ビル 6 F	藤原 祐介	R7.1.31 退店																	
株式会社花由	徳島県徳島市東沖洲二丁目 41 番 1	加藤 洋平																		
【変更後】																				
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社花由</td><td>徳島県徳島市東沖洲二丁目 41 番 1</td><td>加藤 洋平</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社花由	徳島県徳島市東沖洲二丁目 41 番 1	加藤 洋平									
名称	住所	代表者氏名	備考																	
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																	
株式会社花由	徳島県徳島市東沖洲二丁目 41 番 1	加藤 洋平																		
変更の年月日	上記備考欄のとおり																			
変更する理由	上記備考欄のとおり																			

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び さぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内 (令和 8 年 8 月 10 日) に次の提出先に提出することができる。

フジ志度店 西エリア（ 1501）

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

フジグラン十川 北エリア (1502)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号																																
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 フジグラン十川 北エリア 所在地 高松市十川東町字佐古 43 番 1 外																																
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td> <td>尾崎 英雄</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄																									
	名称	住所	代表者氏名	備考																													
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄																														
	【変更後】																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td> <td>山口 普</td> <td>R6.3.1 代表者変更</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更																								
	名称	住所	代表者氏名	備考																													
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更																													
	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ・リテイリング</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td> <td>山口 普</td> <td>R6.2.29 退店</td> </tr> <tr> <td>株式会社レディ薬局</td> <td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号</td> <td>白石 明生</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社タタラ</td> <td>坂出市京町 2-4-48</td> <td>多田 羅 茂</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社大創産業</td> <td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td> <td>矢野 靖二</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社ハニーズホールディングス</td> <td>福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1</td> <td>江尻 英介</td> <td></td> </tr> <tr> <td>田中商事株式会社</td> <td>愛媛県松山市大街道二丁目 3 番地 8</td> <td>田中 康雅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社宮脇書店</td> <td>高松市朝日新町 2-19</td> <td>宮脇 範次</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	白石 明生		株式会社タタラ	坂出市京町 2-4-48	多田 羅 茂		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二		株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介		田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目 3 番地 8	田中 康雅		株式会社宮脇書店	高松市朝日新町 2-19	宮脇 範次	
	名称	住所	代表者氏名	備考																													
	株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店																													
	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	白石 明生																														
	株式会社タタラ	坂出市京町 2-4-48	多田 羅 茂																														
	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																														
	株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介																														
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目 3 番地 8	田中 康雅																															
株式会社宮脇書店	高松市朝日新町 2-19	宮脇 範次																															
【変更後】																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>代表者氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社フジ</td> <td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td> <td>山口 普</td> <td>R6.3.1 入店</td> </tr> <tr> <td>株式会社レディ薬局</td> <td>愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号</td> <td>三橋 信也 藤田 和郎</td> <td>R6.11.14 代表者変更 R7.3.1 代表者変更</td> </tr> <tr> <td>株式会社タタラ</td> <td>坂出市京町 2-4-48</td> <td>多田 羅 茂</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社大創産業</td> <td>広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号</td> <td>矢野 靖二</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	三橋 信也 藤田 和郎	R6.11.14 代表者変更 R7.3.1 代表者変更	株式会社タタラ	坂出市京町 2-4-48	多田 羅 茂		株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二														
名称	住所	代表者氏名	備考																														
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店																														
株式会社レディ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号	三橋 信也 藤田 和郎	R6.11.14 代表者変更 R7.3.1 代表者変更																														
株式会社タタラ	坂出市京町 2-4-48	多田 羅 茂																															
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二																															

フジグラン十川 北エリア (1502)

	株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介	
	田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目 3 番地 8	田中 康雅	
	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町 4 番地の 8	宮脇 範次	住所錯誤修正
変更の年月日	上記備考欄のとおり			
変更する理由	上記備考欄のとおり			

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和 8 年 8 月 10 日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

フジグラン十川 南エリア (1503)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 フジグラン十川 南エリア 所在地 高松市十川東町字佐古 54 番 外												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>尾崎 英雄</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄					
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄										
	【変更後】 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更				
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更									
	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ・ リテイリング</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社不二 家神戸</td><td>兵庫県神戸市西区高塚 台五丁目 4 番地 1</td><td>高田 裕幸</td><td>R7.4.30 退店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ・ リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店	株式会社不二 家神戸	兵庫県神戸市西区高塚 台五丁目 4 番地 1	高田 裕幸	R7.4.30 退店
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	株式会社フジ・ リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店									
	株式会社不二 家神戸	兵庫県神戸市西区高塚 台五丁目 4 番地 1	高田 裕幸	R7.4.30 退店									
【変更後】 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社不二 家</td><td>東京都文京区大塚 2-15-6</td><td>河村 宣行</td><td>R7.5.31 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社不二 家	東京都文京区大塚 2-15-6	河村 宣行	R7.5.31 入店	
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店										
株式会社不二 家	東京都文京区大塚 2-15-6	河村 宣行	R7.5.31 入店										
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出
法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内 (令和 8 年 8 月 10 日) に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

フジグラン十川 南エリア (1503)

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

アルファショッピングセンター（ 1504）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 東西自動車工業株式会社 住所 愛媛県新居浜市多喜浜三丁目 4 番 28 号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 アルファショッピングセンター 所在地 高松市楠上町二丁目 476 番 10												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ・リテイリング</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.2.29 退店</td></tr><tr><td>株式会社アペ</td><td>愛媛県松山市平井町甲 1436 番地 1</td><td>田中 実</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店	株式会社アペ	愛媛県松山市平井町甲 1436 番地 1	田中 実	
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.2.29 退店									
	株式会社アペ	愛媛県松山市平井町甲 1436 番地 1	田中 実										
	【変更後】												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 入店</td></tr><tr><td>株式会社アペ</td><td>愛媛県松山市平井町甲 1436 番地 1</td><td>田中 実</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店	株式会社アペ	愛媛県松山市平井町甲 1436 番地 1	田中 実		
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 入店										
株式会社アペ	愛媛県松山市平井町甲 1436 番地 1	田中 実											
変更の年月日	上記備考欄のとおり												
変更する理由	上記備考欄のとおり												

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 8 年 8 月 10 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

フジグラン丸亀 (1505)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 株式会社フジ 住所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 フジグラン丸亀 所在地 丸亀市川西町南字香川方 1358 番 1 外								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>尾崎 英雄</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄	
	名称	住所	代表者氏名	備考					
	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	尾崎 英雄						
【変更後】									
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社フジ</td><td>愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号</td><td>山口 普</td><td>R6.3.1 代表者変更</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更	
名称	住所	代表者氏名	備考						
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号	山口 普	R6.3.1 代表者変更						
	(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】株式会社フジ・リテイリング 外 16 社 【変更後】株式会社フジ 外 16 社								
変更の年月日	令和 7 年 6 月 30 日 外								
変更する理由	設置者の代表者変更、小売業者の入退店等								

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業生活部産業観光課
縦覧期間： 令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 8 月 10 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内 (令和 8 年 8 月 10 日) に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業生活部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ